

## 地理的表示保護制度を有する国との政府間協力に基づく当該国の農林水産物等の審査について

### 1 趣旨

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成 26 年法律第 84 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項の規定による登録の申請等については、「特定農林水産物等審査要領」（平成 31 年 1 月 31 日付け 30 食産第 4245 号食料産業局長通知。以下「審査要領」という。）により、適正かつ円滑な審査等を行うこととしている。

近年、我が国はベトナム社会主義共和国及びタイ王国とお互いの地理的表示保護産品を相手国（以下「当該国」という。）に申請するパイロットプロジェクトを進めているが、外国の地理的表示保護産品の我が国における審査に当たっては、地理的表示保護制度の違いや地理的表示の品質管理に関する社会的環境の違いにより、国内の直接申請を想定した審査基準が直接適用できないケースがある。また、当該国政府からの情報提供等の協力が得られるなど、国内産品とは異なる背景を踏まえ、適正かつ円滑な審査を行う必要がある。

一方、諸外国と地理的表示に係る協力を進めることは、我が国農林水産物等の地理的表示の海外での保護に資するほか、既に海外で地理的表示として保護されている品目については、当該国政府によって管理されていることも配慮する必要がある。このため、地理的表示保護制度を有する国との政府間協力に基づき登録申請された当該国の農林水産物等（以下「外国産品」という。）の審査に当たっては、以下のとおり取り扱うものとする。

### 2 「団体審査基準」について

外国における地理的表示保護制度の違いや当該国の協力体制等に鑑み、審査要領第 1 章第 4 の（1）アの生産者団体としての適格性の審査に係る審査要領別添 2 「団体審査基準」（以下単に「団体審査基準」という。）について、以下のように取り扱うことができるものとする。

#### （1） 団体の形式

生産者団体は、生産業者（生産を業として行う者（法第 2 条 4 項））を直接または間接の構成員とするところ、次のアからウについて当該国当局が確認する旨の書面を提出した生産者団体は、生産（農林水産物等が出荷されるまでに行われる一連の行為のうち、農林水産物等に特性を付与し、又は農林水産物等の特性を保持するために行われる行為（法第 2 条 4 項））を業として行う者を間接の構成員に含むものと認め、団体審査基準 1（1）の⑮の外国の団体に該当するものとする。

ア 生産者団体及びその構成員が、外国産品の特性その他の明細書に記載された品質基

準に関し、管理、監督及び指導等を行う品質管理の仕組みを有すること。

イ 生産業者が、外国産品の生産の方法の各基準を遵守して生産を行っていることを、当該生産者団体以外の者が権限に基づき確認するための品質管理の仕組みを有すること。

ウ 生産業者が、地理的表示及び登録標章の適正使用に関し、管理、監督及び指導等を行う管理の仕組みを有すること。

## (2) 加入の自由

加入の自由に関し、その審査は、団体審査基準2(2)により法人の設立根拠法又は定款その他の基本約款によって行うものとされているが、法人の設立根拠法若しくは定款その他の基本約款又は当該国若しくは当該国の地方機関が定める法令等により、加入の自由が担保されている旨当該国当局が確認する書面又は加入の自由若しくは一定の品質管理基準の下で当該生産地の生産者による当該名称使用が担保されている旨を当該国当局が保証する書面によっても審査を行うことができるものとする。

## 3 「農林水産物等審査基準」について

外国産品については、輸出入に関する政府間交渉等に鑑み、我が国における流通量が限定される場合であっても我が国において地理的表示登録を行ってその名称を保護すべき必要性が認められる場合がある。また、当該国において地理的表示登録されている産品については、すでに当該外国産品の特性や特性と生産地との結び付きについて審査されたうえでそれが認められ登録に至ったものと解される。

このため、審査要領第1章第4の(1)ウの法第13条第1項第3号の該当性の審査に係る審査要領別添4「農林水産物等審査基準」(以下、単に「農林水産物等審査基準」という。)について、以下のように取り扱うことができるものとする。

### (1) 社会的評価

農林水産物等審査基準第1の2(2)において、「社会的評価の審査に当たっては、申請農林水産物等に関する過去の評判及び現在の評判(過去、現在における受賞歴)並びにこれらの評判を有することになった要因に係る資料(技術的・科学的データ、新聞、著作物、ウェブサイト等)により判断を行うものとする。」こととされているが、外国産品の社会的評価についての以下の事実を示す資料は、その社会的評価の審査資料として扱う。

ア 当該国内外で法第2条第3項に定める「地理的表示」と同等の要件を満たす表示として保護されていること。

イ 当該国内外におけるコンクール等での受賞歴があること。

## (2) 確立した特性

農林水産物等審査基準第2の2(2)アにおいて、「確立した特性があるとは、申請農林水産物等が同種の農林水産物等と比較して差別化された特徴を有しており、かつ、当該特徴を有した状態で、概ね25年生産された実績があることをいうものとする。」とされているが、当該特徴を有した状態で、概ね25年生産された実績があることを申請外国産品に係る地理的表示登録のある当該国当局が保証する旨の書面は、その客観的根拠を有する審査資料として扱う。

## 4 その他

- (1) 2及び3に掲げるもののほか、当該国から提供された申請外国産品の当該国における地理的表示登録に係る情報は、当該外国産品の審査に当たり考慮することができるものとする。
- (2) 2及び3については、法第15条の規定による生産者団体を追加する変更の登録申請、第16条の規定による特定農林水産物等についての登録事項の変更の登録の申請及び第16条の2の規定による明細書の変更の承認の申請において準用するものとする。
- (3) 政府間協力に基づき登録申請された外国産品であっても、審査要領第1章第4の(1)イの名称の審査については、従前のおり審査要領別添3「名称審査基準」に従い審査を行う。